

熊本都市計画地区計画の決定・変更（西合志町決定）

都市計画東畑地区地区計画を次のように決定・変更する。

	名 称	東畑地区地区計画
	位 置	西合志町大字須屋字東畑2902-1 他2筆
	面 積	約3,200m ²
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 する 方 針	地区計画の目標	当地区は、大型団地に囲まれた地域で、小中学校にも近接し、既存の寿団地とも接しているところから、地域における居住ニーズの高まりに適切に対応した、良好な環境での優良な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層専用住宅地とする。また、地区内には、公園を適じ配置する。
	地区施設の整備方針	道路整備は、隣接する寿団地の既存の道路を拡幅し、幅員を6,0mとする。また、公園整備はコミュニケーションの場として利用しやすい形態で配置・整備を行う。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	道 路	道路延長 約100m 接続道路 幅員6m
		公園・緑地	公 園	約170㎡の公園を、地区内の中央に設ける。
区	建 築 区 分	地区の	区分の名称	一 般 住 宅 (建 売 住 宅)
		区分	区分の面積	約2,600㎡ 計画面積中住宅地の面積
整	物 等	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 (当該住宅と併用される適切な規模の事務所、店舗等を含む)	
		建築物の敷地面積の最低限度	230㎡	(206㎡)
備	に 関 する 項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
		建築物の高さの最高限度	10m以下	
画	事 項	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から、境界までの距離を1m以上とす	
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
備 考			区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり	